

婚活応援事業実施要領

一般財団法人広島県職員互助会

第1 目的

結婚し、しあわせな家庭を築きたいという未婚の会員の希望が叶うよう、当該会員が行う婚姻活動（以下「婚活」という。）を支援する。

第2 事業内容

未婚の会員が、日本全国で行われる婚活イベント、婚活パーティへ参加、又は結婚相談所等へ登録（以下「婚活イベント等」という。）した場合に要した費用の一部を助成する。

第3 対象事業

当該年度の4月1日から3月10日までの間に実施される婚活イベント等

第4 助成金

会員に支給する助成金は、一年度につき10,000円を限度とする。

第5 助成金の請求

会員が助成金を受けようとするときは、婚活イベント等に参加後、当該年度通知で定める期限までに、婚活応援助成金請求書に領収書と婚活を目的とした開催であること分かる資料を添付し、理事長に対し請求するものとする。

第6 助成金の決定及び支給

理事長は、第5による助成金の請求があったときは、その内容を審査の上、助成金額を決定し、支給するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。